# 警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則 （平成二十六年国家公安委員会規則第四号）

#### 第一条（解析研究室及び捜査研修室の設置）

警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、解析研究室及び捜査研修室を置く。

#### 第二条（解析研究室の所掌事務）

解析研究室においては、警察法施行規則第八十六条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

#### 第三条（捜査研修室の所掌事務）

捜査研修室においては、警察法施行規則第八十六条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

#### 第四条（研究室長及び研修室長）

解析研究室に研究室長を、捜査研修室に研修室長を置く。

##### ２

研究室長又は研修室長は、命を受け、解析研究室又は捜査研修室の事務を掌理する。

# 附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月一〇日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第九号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年四月一日国家公安委員会規則第五号）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。